

[事案 16-22] 減額取消死亡保険金請求

- ・平成 17 年 3 月 24 日 裁定受理
- ・平成 17 年 8 月 24 日 裁定終了

< 申立人の主張 >

保険料の減額を求めた際、自動振替貸付制度の説明があれば保険金の減額ではなくこの制度を利用して減額前の死亡保険金額を受領できた筈である。これは保険会社の説明義務違反であるのだから、差額保険金額（3,400 万円）を損害賠償として求める。

< 保険会社側の主張 >

契約者（申立人の夫）が保険料の減額を要望されたために、定期保険と傷害保険特約の解約を提案したものであり、契約者の判断に基づいて契約内容の変更を行ったものであり、要請に適切な契約を勧めたのであるから、自動振替貸付制度についての説明義務違反はない。また、申立人は当社の営業職員として長年勤務しており保険の知識は備えていたものと理解する。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は以下のとおり申立人の申立には理由がないとして本件裁定手続を終了した。

申立人からの事情聴取した結果、契約変更に際しては夫である契約者本人が「収入が減少し保険料負担が重いので保険料を減額したい」と要望したというものであった。そのため保険金額を減額する以外に方法がないことは明らかである。

自動振替貸付制度は、一時的な保険料支払いの資金不足に対応する方法であり、契約者が要望するような継続的な資金不足に対応する制度ではないから、説明の際に自動振替貸付制度を説明しなかったとしても、説明義務違反とはならない。

また、申立人は契約者である夫が余命いくばくもないという状況であったのだから自動振替貸付制度が適切を勧めるべきであったと主張するが、交渉の時点では契約者の余命がどの程度か保険会社には明らかではなく、また、申立人が契約者本人に病状を告知していない事情を前提として保険会社に説明するべきであったとの主張は到底容認できない。

契約者の事情を最もよく知る契約者の妻である申立人は、長期間生命保険の募集に携わっていたものであることを考慮すると、保険会社が説明をしなかったとしても直ちに説明義務違反とはならない。